

寝屋川市と株式会社 FC TIAMO との連携協定について

寝屋川市（以下「甲」という。）とサッカーチーム「FC ティアモ枚方」を運営する株式会社 FC TIAMO「(以下「乙」という。)」は、相互に連携を強化し、スポーツの振興及び地域連携を積極的に推進するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、スポーツの振興及び地域との連携、活動の充実を図ることを目的とする。

2 前項各号の取組次項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協議内容については、甲乙合意の上、決定する。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) スポーツの振興に関すること
- (2) 参加型スポーツの推進に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

2 前項各号の取組事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協議内容については、甲乙合意の上、決定する。

（事業の広報）

第3条 甲及び乙は、前条に基づく事業の実施に当たり、それぞれの広報媒体等を通じて積極的に広報するものとする。

（連携協力事項窓口の設置）

第4条 連携協力事項に関する窓口を設置し、定期的に協議するものとする。
なお、設置した部署が変更となり、窓口業務が別の部署になる場合は、事前に相手方に通知するものとする。

（情報の共有）

第5条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとし、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならないものとする。なお、本条の規定は、本協定終了後も、甲乙双方に対し引き続き効力を有するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも有効期間満了の1ヶ月前までに改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。ただし、この協定の有効期間に関して疑義が生じたときは、改廃の時期について随時協議し定めるものとする。

(協議事項)

第7条 甲及び乙は、そのいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。甲及び乙は、そのいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他の必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、署名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

令和6年8月19日

甲 大阪府寝屋川市本町1番1号
寝屋川市
上記代表
市長 広瀬 慶輔

乙 大阪府枚方市川原町4-9
テイクセブンビル304
株式会社FC TIAMO
代表取締役 村島 孝史